

## ⑦ 証明者からのお問い合わせ ❖❖❖❖❖❖❖❖

1	実務経験証明書の終了日をR6年5月31日にした場合、在職証明書は省略できますか？	終了日がR6年5月24日以降の場合、省略できます。申込現在、 <b>長野県内で勤務</b> していることが確認できるため、在職証明書は省略してください。 実務経験証明書の証明日が終了日より前の日付（この場合、5月31日より前）にならないようご注意ください。
2	実務経験証明書の訂正印は <u>証明書作成者の印</u> でよいでしょうか。	訂正する箇所に＝を引き、 <b>代表者印</b> を押してください。 代表者印の訂正印が無い場合、申込者が訂正したものとし、実務経験証明書は無効となり再提出が必要となります。
3	事業所の指定日は更新していますが、最初に指定を受けた日付ですか？	県（市町村）から最初に指定を受けた日付を記入してください。
4	H25年10月1日から通所介護に勤務し、同事業所がH28年4月1日に地域密着型通所介護に変わった場合、通算して証明していいですか？	事業所の指定日が変わりますので、それぞれに分けて記入してください。（例：H25年10月1日～H28年3月31日とH28年4月1日～H30年9月30日の2段に分ける） 地域密着型通所介護の指定日はH28年4月1日以降になります。
5	同法人内で、事業所を3カ所移動しています。すべての証明が必要ですか？	5年かつ900日を満たす範囲の証明で結構です。この場合、開始日がアイウ以外になっても構いません。
6	看護師として病院で現在も勤務し、20年以上勤務している場合、すべての期間・日数が必要ですか？	5年かつ900日を満たす範囲で結構です。 例：R1年6月1日～R6年5月31日で5年0カ月なので、この期間の従事日数が900日以上あれば、この期間の日数を証明してください。 この場合在職証明書も省略してください。
7	左端の「古い→新しい」はどういう意味ですか？	同法人内で、事業所を何カ所か移動している場合、上から古い順に書いてください。移動がない場合は、上の欄のみで結構です。
8	同時期に2カ所の事業所で兼務していた場合「従事日数内訳証明書」は必ず必要ですか？	兼務している期間があった場合でも、1カ所の事業所で要件を満たす場合は（5年かつ900日以上）、1カ所の証明だけで結構です。「従事日数内訳証明書」もいりません。
9	実務経験期間に、産休の期間は含めてよいのでしょうか。	育休の期間は含まれませんが、産休期間は算入できます。
10	個人のクリニックで、代表印が無いのですが。	公印がない場合は、役所等に書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。
11	同事業所で、法人が合併して法人名が変わった場合は、どちらの法人名の証明になりますか。	現在の法人名で記入し、「〇年〇月〇日（旧法人）〇〇と合併」と記入してください。
12	現在勤務しているもので、実務経験期間が前の職場と合わせて5年かつ900日になる場合、証明日時点で何月何日に確定になるか分かりません。	申込者と相談し、前職の証明書を見て計算してください。不明な場合は、最長で10月12日（土）まで見込みで証明できますので、10月12日までにしてください。前職から計算し、確定する月日が早まりましたら、試験本部からご連絡させていただきます。